

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社大協建設	代表者氏名	和田 里香
主たる営業所の所在地	高知県南国市片山1645		
許可番号	高知県知事許可 (般) 第7537号	許可を受けている 建設業の種類	土 と

2 処分に関する事項

処分年月日	平成27年4月23日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第2号該当)		
処分の内容(営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲			
公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの (注1)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。 (注2)「民間工事」とは、上記(注1)以外の建設工事をいう。 (注3)「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。			
2 期間			
平成27年4月25日から平成27年5月9日までの15日間			
処分の原因となった事実			
有限会社大協建設は、香美市発注の建設工事において、自社が施工を行っていない工事と認識したうえで、請求書へ押印した。 このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。			
その他参考となる事項	-		

備考(「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」別表)

一 営業停止期間中は行えない行為

- 1 新たな建設工事の請負契約の締結（仮契約等に基づく本契約の締結を含む。）
- 2 処分を受ける前に締結された請負契約の変更であって、工事の追加に係るもの（工事の施工上特に必要があると認められるものを除く。）
- 3 前2号及び営業停止期間満了後における新たな建設工事の請負契約の締結に関連する入札、見積り、交渉等
- 4 営業停止処分に業種限定が付されている場合にあつては、当該業種に係る第1号から第3号までの行為
- 5 営業停止処分に公共工事又はそれ以外の工事に係る限定が付されている場合にあつては、当該公共工事又は当該それ以外の工事に係る第1号から第3号までの行為

二 営業停止期間中でも行える行為

- 1 建設業の許可、経営事項審査、入札の参加資格審査の申請
- 2 処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工
- 3 施工の瑕疵に基づく修繕工事等の施工
- 4 アフターサービス保証に基づく修繕工事等の施工
- 5 災害時における緊急を要する建設工事の施工
- 6 請負代金等の請求、受領、支払い等
- 7 企業運営上必要な資金の借入れ等